

**第 4 9 号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例**

**第 5 0 号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例**

1 経緯

東京都教育委員会は、特殊勤務手当（教員特殊業務手当等）の見直しを行うこととした。

また、特別区人事・厚生事務組合は、幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の見直しを行うこととした。

これらの動きを踏まえ、品川区においても、学校教育職員および幼稚園教育職員における教員特殊業務手当の見直しを行う。

併せて、学校教育職員における統括副校長級（6級職）の義務教育等教員特別手当を加えるため、条例の改正を行う。

2 改正内容

（1）学校教育職員の給与に関する条例の一部改正

ア 教員特殊業務手当は、職員が学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等もしくは対外運動競技等の引率指導業務または学校の管理下において行われる部活動の指導業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給する。

また、手当の額は、従事した日一日につき16,000円を超えない範囲内とする。

イ 東京都教育委員会における6級職（校長職）に支給されている義務教育等教員特別手当に準拠した金額（8,570円を超えない範囲内）を支給する。

（2）幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正

ア 教員特殊業務手当は、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のものであるときに支給する。

また、手当の額は、従事した日一日につき16,000円を超えない範囲内とする。

3 施行期日

（1）学校教育職員

ア この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第3項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）

から適用する。

イ 改正後の条例第18条第3項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

ウ 改正後の条例第18条第3項の規定を適用する場合には、改正前の学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

(2) 幼稚園教育職員

ア この条例は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

イ 改正後の条例第17条第3項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

ウ 改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合には、改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

第49号議案

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校教育職員の給与に関する条例（平成20年品川区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

第31条第2項中「7,950円」を「8,570円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第3項の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の条例第18条第3項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第18条第3項の規定を適用する場合には、改正前の学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（説明）学校教育職員の教員特殊業務手当および義務教育等教員特別手当の支給額を改める必要がある。

新旧対照表

○学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第18条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 前項の教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条 (第1項省略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>8,570円</u>を超えない範囲内で、職務の級および号給の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(第3項省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第18条第3項の規定は、令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。</u></p> <p>2 <u>改正後の条例第18条第3項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>改正後の条例第18条第3項の規定を適用する場合には、改正前の学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u></p>	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第18条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 前項の教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(第4項から第6項まで省略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第31条 (第1項省略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>7,950円</u>を超えない範囲内で、職務の級および号給の別に応じて、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(第3項省略)</p>

第50号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年品川区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の条例第17条第3項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合においては、改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

（説明）幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の支給額を改める必要がある。

新旧対照表

○幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>第17条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(第4項省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。</u></p> <p>2 <u>改正後の条例第17条第3項の規定は、適用日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、適用日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合には、改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u></p>	<p>第17条 (第1項および第2項省略)</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400円</u>を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p>(第4項省略)</p>